

海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律案要綱

第一 海上運送法の一部改正

一 特定船舶の導入に関する計画認定制度の創設

1 特定船舶導入促進基本方針

国土交通大臣等は、特定船舶（環境への負荷の低減、航行の安全の確保並びに航海及び荷役作業の省力化に資する構造、装置又は性能を有する船舶（第三の三の二の(1)の認定を受けた造船等事業者（以下「認定事業基盤強化事業者」という。）が製造するものに限る。）をいう。以下同じ。）の導入の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「特定船舶導入促進基本方針」という。）を定めるものとする。

（第三十九条の十九関係）

2 特定船舶導入計画

(1) 船舶運航事業者等及び当該船舶運航事業者等が導入する特定船舶を製造する認定事業基盤強化事業者は、特定船舶の導入についての計画（以下「特定船舶導入計画」という。）を作成して、国土交通大臣の認定を申請することができるものとする。

(2) 国土交通大臣は、特定船舶導入計画が特定船舶導入促進基本方針に適合するものであること等の基準に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(3) (2)の認定を受けた船舶運航事業者等（以下「認定船舶運航事業者等」という。）は、当該認定に係る特定船舶導入計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならないものとする。

（第三十九条の二十関係）

3 先進船舶導入等計画の認定の特例

船舶運航事業者等が、その特定船舶導入計画（先進船舶（海上運送事業を営む者の運送サービスの質を相当程度向上させることができる先進的な技術を用いた船舶をいう。以下同じ。）の導入等に関する事項が記載されているものに限る。）について2の(2)の認定を受けたときは、海上運送法第三十九条の十一第四項の先進船舶導入等計画の認定があつたものとみなすものとする。

（第三十九条の二十一関係）

4 船舶安全法の特例

船舶運航事業者等がその特定船舶導入計画（第四の一の1の遠隔支援業務及びその業務に係る事業

場に関する事項が記載されているものに限る。) について2の(2)の認定を受けたときは、当該特定船舶導入計画に記載された遠隔支援業務に係る事業場については、第四の一の1の認定があったものとみなすものとする。 (第三十九条の二十二関係)

5 認定の取消し

国土交通大臣は、2の(2)の認定を受けた特定船舶導入計画(2の(3)の変更の認定があったときは、当該変更後のもの。以下「認定特定船舶導入計画」という。)が2の(2)の基準に適合しなくなったと認めるとき等は、その認定を取り消すことができるものとする。 (第三十九条の二十三関係)

6 株式会社日本政策金融公庫の特例

株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)は、導入促進円滑化業務(指定金融機関に対し、認定船舶運航事業者等が認定特定船舶導入計画に従って特定船舶の導入を行うために必要な資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務及びこれに附帯する業務をいう。)を行うことができるものとする。 (第三十九条の二十四から第三十九条の三十五まで関係)

7 報告の徴収等

(1) 国土交通大臣は、認定船舶運航事業者等及び当該認定船舶運航事業者等が導入する特定船舶を製造する認定事業基盤強化事業者に対して、認定特定船舶導入計画の実施状況について報告をさせることができるものとする事。

(第三十九条の三十六関係)

(2) 国土交通大臣等は、この法律の施行に必要な限度において、指定金融機関から導入促進業務（認定船舶運航事業者等が認定特定船舶導入計画に従って特定船舶の導入を行うために必要な資金を貸し付ける業務のうち、当該貸付けに必要な資金について公庫から貸付けを受けて行おうとするものをいう。）に関し報告をさせ、又はその職員に、指定金融機関の営業所等に立ち入り、帳簿等を検査させることができるものとする事。

(第三十九条の三十七関係)

二 外国人等に対する報告徴収規定の見直し

国土交通大臣は、輸送の安全又は旅客の安全を確保するため必要があるときは、本邦の港と本邦以外の地域の港との間に航路を定めて行う旅客定期航路事業又は人の運送をする不定期航路事業（当該航路の起点、寄港地又は終点が本邦の港にあるものに限る。）を営む外国人等に対し、その業務に関し報告を求めることができるものとする事。

(第四十二条第二項関係)

三 その他所要の改正を行うものとする。

第二 内航海運業法の一部改正

一 内航海運業の登録制度の対象となる事業の追加

内航海運業の登録制度の対象に、内航運送の用に供される船舶の管理（委託その他いかなる名義をもつてするかを問わず、他人の需要に応じ、当該船舶に船員を乗り組ませ、当該船舶の点検及び整備並びに航海を行う業務をいい、主として港湾運送事業の用に供される船舶に係るものを除く。）をする事業を追加するものとする。

（第二条、第四条及び第六条関係）

二 内航海運業者に関する規定の整備

1 書面の交付

(1) 内航海運業者は、内航海運業に係る業務に関し契約を締結したときは、当該契約の相手方に対し、提供する役務の対価等を記載した書面を交付しなければならないものとする。

(2) 内航海運業者は、(1)の書面の交付に代えて、当該契約の相手方の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができるものとする。

（第九条関係）

2 船員の過労の防止

(1) 内航運送をする内航海運業者は、船員の労働時間を考慮した適切な運航計画の作成その他の船員の過労を防止するために必要な措置を講じなければならないものとする。

(2) 内航運送をする内航海運業者は、(1)の措置を講ずるに当たっては、第五の一の3の(3)の船舶所有者の意見を尊重しなければならないものとする。

(第十二条関係)

3 輸送の安全の確保を阻害する行為の禁止

内航運送をする内航海運業者は、他の内航海運業者の行う内航運送を利用して物品の運送を行う場合にあっては、その利用する内航運送を行う他の内航海運業者が輸送の安全に係る規定を遵守することにより輸送の安全を確保することを阻害する行為をしてはならないものとする。

(第十九条関係)

三 荷主に関する規定の整備

1 荷主の責務

荷主は、内航運送をする内航海運業者がこの法律又はこの法律に基づく命令を遵守して事業を遂行

することができるよう、必要な配慮をしなければならないものとする。 (第二十九条関係)

2 荷主への勧告

(1) 国土交通大臣は、内航運送をする内航海運業者の違反行為が荷主の指示に基づき行われたことが明らかであるときその他当該違反行為が主として荷主の行為に起因するものであると認められ、かつ、当該内航運送をする内航海運業者に対する命令又は処分のみによっては当該違反行為の再発を防止することが困難であると認められるときは、当該荷主に対しても、当該違反行為の再発を防止するため適当な措置をとるべきことを勧告することができるものとする。

(2) 国土交通大臣は、(1)の勧告をしたときは、その旨を公表するものとする。 (第三十条関係)

四 その他所要の改正を行うものとする。

第三 造船法の一部改正

一 目的の改正

この法律は、我が国の造船に関する事業が我が国の安定的な海上輸送の確保及び海洋の安全保障に貢献し、並びに地域の経済の活性化に寄与していることに鑑み、造船に係る施設の新設等の許可制度等を

設けることにより造船技術の向上を図り、あわせて造船に関する事業の円滑な運営を期するとともに、事業基盤の強化に関し計画の認定制度を設けること等により、造船に関する事業の健全な発展を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするものとする。

(第一条関係)

二 性能試験に関する規定の削除

国土交通大臣による推進性能試験及び機関の性能試験に関する規定を削除するものとする。

(第四条及び第五条関係)

三 事業基盤強化に関する計画認定制度の創設

1 事業基盤強化の促進に関する基本方針

国土交通大臣等は、事業基盤強化（造船等事業者がその事業の全部又は一部の生産性を相当程度向上させることを目指した一定の事業活動であつて船舶等の品質の向上を図ることを目指したものをいう。以下同じ。）の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

(第十条関係)

2 事業基盤強化計画の認定

- (1) 造船等事業者は、その実施しようとする事業基盤強化に関する計画（以下「事業基盤強化計画」という。）を作成し、国土交通大臣に提出して、その認定を受けることができるものとする。
- (2) 国土交通大臣は、事業基盤強化計画が基本方針に照らし適切なものであること等の基準に適合するものであると認めるときは、その旨の認定をするものとする。

（第十一条関係）

3 事業基盤強化計画の変更等

- (1) 認定事業基盤強化事業者は、当該認定に係る事業基盤強化計画を変更するときは、あらかじめ、国土交通大臣の認定を受けなければならないものとする。

- (2) 国土交通大臣は、認定事業基盤強化事業者がその認定に係る事業基盤強化計画（1）の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定事業基盤強化計画」という。）に従って事業基盤強化を実施していないと認めるとき等は、当該認定を取り消すことができるものとする。

（第十二条関係）

4 施設等の新設等の許可の特例

造船等事業者がその事業基盤強化計画について2の(1)の認定を受けたときは、当該事業基盤強化計画に基づき実施する施設等の新設等であつて、造船法第二条第一項又は第三条第一項の許可を受けなければならぬものについては、これらの規定により許可を受けたものとみなすものとする事。

(第十三条関係)

5 船舶安全法の特例

造船等事業者がその事業基盤強化計画(第四の一の1の遠隔支援業務及びその業務に係る事業場に関する事項が記載されているものに限る。)について2の(1)の認定を受けたときは、当該事業基盤強化計画に記載された遠隔支援業務に係る事業場については、第四の一の1の認定があつたものとみなすものとする事。

(第十四条関係)

6 産業競争力強化法の特例

造船等事業者がその事業基盤強化計画(産業競争力強化法に規定する事業再編計画に関する事項が記載されているものに限る。)について2の(1)の認定を受けたときは、同法の認定があつたものとみなすものとする事。

(第十五条関係)

7 株式会社日本政策金融公庫法の特例

公庫は、事業基盤強化促進円滑化業務（指定金融機関に対し、認定事業基盤強化事業者が認定事業基盤強化計画に従って行う事業基盤強化（生産性の向上及び船舶等の品質の向上に資する取組が国内で行われるものに限る。8の(2)において同じ。）のために必要な資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務及びこれに附帯する業務をいう。）を行うことができるものとする。

（第十六条から第二十七条まで関係）

8 報告の徴収等

(1) 国土交通大臣は、認定事業基盤強化事業者に対して、認定事業基盤強化計画の実施状況等について報告を求めることができるものとする。

（第三十一条関係）

(2) 国土交通大臣等は、この法律の施行に必要な限度において、指定金融機関から事業基盤強化促進業務（認定事業基盤強化事業者が認定事業基盤強化計画に従って行う事業基盤強化のために必要な資金を貸し付ける業務のうち、当該貸付けに必要な資金について公庫から貸付けを受けて行おうとするものをいう。）に関し報告をさせ、又はその職員に、指定金融機関の営業所若しくは事務所に

立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができるものとする。

(第三十二条関係)

四 経過措置に関する規定の整備

この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができるものとする。

(第三十四条関係)

五 その他所要の改正を行うものとする。

第四 船舶安全法の一部改正

一 遠隔支援業務に係る認定制度の創設

1 船舶等の状態を遠隔から監視するための設備等を国土交通大臣の認可を受けた運用規程に従って用いることにより、船舶の航行を支援する業務（以下「遠隔支援業務」という。）を行う者は、遠隔支援業務を行う能力について事業場ごとに国土交通大臣の認定を受けることができるものとする。

2 1の認定を受けた者がその認定に係る事業場において行う遠隔支援業務の対象となる船舶等であつて国土交通大臣の認可を受けた整備規程に従って整備がなされているものについては、定期検査等を

省略できるものとする。

(第六条ノ四関係)

二 その他所要の改正を行うものとする。

第五 船員法の一部改正

一 船舶所有者に関する規定の整備

1 雇入契約の成立等の届出

雇入契約の成立等に関する届出主体を船長等から船舶所有者に変更するものとする。

(第三十七条関係)

2 記録簿の備置き等

船舶所有者は、船員の労務管理を行う主たる事務所に記録簿を備え置いて、船員の労働時間及び休息時間並びに船員に対する休日及び有給休暇の付与に関する事項を記載しなければならないものとする。

(第六十七条関係)

3 労務管理責任者

(1) 船舶所有者は、2の記録簿の作成及び備置きその他の船員の労務管理に関する事項を管理させる

ため、労務管理責任者を選任しなければならないものとし、労務管理責任者は、船員の状況に鑑み、労働時間の短縮、休日又は有給休暇の付与、乗り組む船舶の変更等の措置を講ずる必要があるときは、船舶所有者に対しその旨の意見を述べるものとする。

(2) 船舶所有者は、(1)の労務管理責任者の意見を勘案し、船員の健康状態その他の実情を考慮して、

(1)の措置のうち適切なものを講じなければならないものとする。

(3) 船舶所有者は、(2)の措置を講ずるため運航計画の作成及び実施に関する事項について変更の必要があると認めるときは、当該船員が乗り組む船舶に係る内航海運業者に対し意見を述べなければならないものとする。

(第六十七条の二関係)

二 労働時間に関する例外規定の見直し

防火操練、救命艇操練その他これらに類似する作業及び航海当直の通常の交代のために必要な作業について、労働時間に関する例外規定の対象から除外するものとする。

(第六十八条第一項関係)

三 付加金の支払の請求期間の延長

船員が付加金の支払を請求することができる期間について、船舶所有者の違反のあった時を基準とし

て、二年以内から五年以内に延長するものとする。

(第百十六条第二項関係)

四 消滅時効の期間の延長

船員の船舶所有者に対する給料その他の報酬の債権に関する消滅時効の期間について、二年間から五年間に延長するものとする。

(第百十七条関係)

五 経過措置に関する規定の整備

三及び四による改正後の船員法第百十六条第二項及び第百十七条の規定の適用について、付加金の請求を行うことができる期間及び給料その他の報酬の債権（退職手当の債権を除く。）の消滅時効の期間は、当分の間、三年間とするものとする。

(附則第三条関係)

六 その他所要の改正を行うものとする。

第六 船員職業安定法の一部改正

一 船員職業紹介に関する規定の整備

1 申込みの受理

地方運輸局長等が受理しないことができる求人者の申込みとして、労働に関する法律の規定の違反に

関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられた者、暴力団員等からの求人者の申込みを追加するものとする。 (第十五条及び第四十二条第一項関係)

2 労働条件等の明示

求人者等は、求職者等に対して明示された従事すべき業務の内容等を変更するときは、当該求職者等に対し、当該変更する従事すべき業務の内容等を明示しなければならないものとする。

(第十六条第二項、第四十二条第一項、第四十八条及び第五十二条関係)

3 受理順による紹介の原則の廃止

船員職業紹介の順序について、求人条件又は求職条件を同じくする申込みの間においてはその受理の順序によることとする原則を廃止するものとする。 (第十八条関係)

二 無料の船員職業紹介事業に関する規定の整備

1 無料の船員職業紹介事業の許可の欠格事由

国土交通大臣は、社会保険・労働保険関係法令違反により罰金刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者、暴力団員等に対しては、無

料の船員職業紹介事業の許可を与えてはならないものとする。

(第三十五条関係)

2 兼業の制限の廃止

無料船員職業紹介許可事業者及びその従業者は両替等の業務を行うことができないこと等とする兼業の制限を廃止するものとする。

(第三十七条関係)

三 船員派遣事業に関する規定の整備

1 船員派遣事業の許可の欠格事由

船員派遣事業の許可を受けることができない者として、暴力団員等を追加するものとする。

(第五十六条関係)

2 船員法の適用に関する特例等

派遣船員の派遣就業に関して、船員派遣の役務の提供を受ける者について第五の一の船舶所有者に関する規定を適用するものとする。

(第八十九条第一項、第二項及び第五項関係)

3 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律等の適用に関する特例

派遣船員の派遣就業に関して、船員派遣の役務の提供を受ける者もまた派遣船員を雇用する事業主

とみなして、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の所要の規定を適用するものとする。

(第九十一条から第九十一条の三まで関係)

四 指導監督に関する規定の整備

1 指針

国土交通大臣が公表する指針の対象に、求人者及び船員労務供給を受けようとする者を追加するものとする。

(第九十六条関係)

2 指導及び助言

国土交通大臣による指導及び助言の対象に、求人者及び船員労務供給を受けようとする者を追加するものとする。

(第九十七条関係)

3 改善命令等

(1) 国土交通大臣は、求人者又は船員労務供給を受けようとする者が一の二の規定に違反していると

き等は、違反を是正するために必要な措置又はその違反を防止するために必要な措置をとるべきことを勧告することができるとすること。

(2) 国土交通大臣は、改善命令を受けた船員の募集を行う者（募集受託者を除く。）又は(1)の勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができるものとすること。

（第九十八条関係）

4 国土交通大臣に対する申告

国土交通大臣に対する申告の主体として、求人者及び船員労務供給を受けようとする者を追加するものとすること。

（第百条関係）

5 報告及び検査

国土交通大臣による報告徴収及び立入検査の対象に、求人者及び船員労務供給を受けようとする者を追加するものとすること。

（第百二条関係）

五 罰則の追加

虚偽の条件を提示して、地方運輸局長等に求人者の申込みを行った者について、六月以下の懲役又は三

十万円以下の罰金に処するものとする。

(第百十三条第九号関係)

六 その他所要の改正を行うものとする。

第七 附則

一 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 所要の経過措置等を定めるものとする。

(附則第二条から第八条まで関係)

三 この法律の施行状況等に関する検討規定を設けるものとする。

(附則第九条関係)

四 その他所要の改正を行うものとする。

(附則第十条から第十六条まで関係)